

○島原療護センター虐待事件の概要

1. 事件の発覚

平成30年11月、職員の内部通報により、県の検査が行われ、12月20日に県障害福祉課より以下のような内容が文書指摘されました。

- ①複数の男性職員が女性利用者の下着を悪ふざけの道具として複数回利用したこと
(虐待と認定)
- ②平成30年9月15日に虐待と疑われるような事案が発生し、事業所として把握していたにもかかわらず、虐待防止委員会にも行政機関にも報告をしなかったこと

2. 事件に対する法人の対応

今回の虐待案件につきましては、県の検査時に職員がヒヤリングの中で述べた内容でありますので、法人といたしましても、県の調査後、独自に職員への聞き取り調査を実施してまいりましたが、実態を解明するまでには至りませんでした。

- ・ 1月8日(火) 理事長が県の調査結果を職員全員へ周知
- ・ 1月9日(水) 臨時理事会を開催し県の調査結果及び対応策を報告
- ・ 1月11日(金) 県障害福祉課へ指摘事項に対する対応説明
- ・ 1月26日(土) マスコミ報道
- ・ 1月28日(月) 理事長が島原療護センターの入所者への謝罪及び職員への報告並びに今後の方針説明

3. 県の指摘事項に対する再発防止策

①女性利用者の下着を悪ふざけしたこと

障害者の人権を及び虐待の定義などについて、職員研修を1月中旬に実施し職員のモラルの向上を図るとともに、施設長など上司による定期的面談を実施することとしました。

②9月15日の虐待による障害事件

本件については、入所者の下腹部に出血が確認され、その原因が本人の爪での引っ掻き傷なのか職員のクワガタ虫による悪戯によるものか判明しておりませんが、この事実を所内の虐待防止委員会及び行政機関へ報告をしていなかったことから、規則等を改定するなどの措置を行いました。